

総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	平成30年 3月14日				
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室				
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委員長	竹内 祐子	
	閉 会	午前11時20分	委員長	竹内 祐子	
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○……………出席を示す ▲……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	
	土屋 和幸	○	豊田 一仁	○	
	楠 浩幸	○	馬場 衛	○	
	竹内 祐子	○	牧野 考二	○	
説明のため出席した 者の職・氏名	市 民 経 済 部 長	長田 尚史			
	保 険 年 金 課 長	笹瀬 浩高			
	課 長 代 理 兼 後 期 高 齢 係 長	阿部 祐城			
	保 険 年 金 係 長	木下 靖義			
	特 定 健 診 係 長	森田 ゆかり			
職務のため出席した者の 職・氏名	局 長	山本 一敏	係 長	村越 正代	書 記 三浦 梨紗
会議に付した事件	3月定例会付託議案審査				
会議の経過	別 紙 の と お り				

総務経済委員会会議録

平成30年3月14日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○楠副委員長 改めまして、おはようございます。本日は、御多用のところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、委員長、開会をお願いします。

○竹内委員長 改めまして、おはようございます。きのうといい、きょうといい暖かくなって、少し過ごしやすくなってきました。一番大事な平成30年度の国保会計についての、これから予算審議をしていきたいと思っておりますので、平成30年度4月1日から国保改正もありますことから、慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、神谷議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので御報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

ただいまから、議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思っております。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきましては、あらかじめ許可をいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

審査は、議案第57号、議案第59号の順に行います。

初めに、議案第57号、平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案書111ページから114ページ、平成30年度各会計予算に関する説明書の中の国民健康保険事業特別会計予算及び予算概要説明書72ページから82ページをごらんください。

これより質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 全般にわたると思うんですけど、平成30年度から広域化が今年度、国保で始まるわけでございますが、湖西市にとって、どういったメリット、デメリット、この辺について、広域化の意味があるのかどうか、県で進めることですので、当然、やむを得ない部分だとは思いますが、その辺について、ちょっと教えていただければと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それではお答えをいたします。

まず、先ほどの説明と若干、重なってしまうとは思いますが、平成30年度から、県も国民健康保険の保険者となるということで、財政運営の責任主体となります。それに伴いまして、県にも新たに国民健康保険の特別会計が創設されます。ということで、会計が大きな財布で管理できるということで、我々は余り関係ないんですけども、先ほども言った、小さな保険者にとっては、財政が安定して運営できるということになります。一番大きな目的というのは、やはり、そこところが広域化の大きな目的になってくると思います。

また、市もそのまま保険者として、引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収等の被保険者に身近な保険者業務を担いますけれども、医療給付等に必要な資金、これは県から、先ほども言いましたように、一旦、県へ全て納

付しますので、県から交付を受けるという一方で、保険税を県に納付するということになります。

主な市の歳出については、今までと変わらない保険給付費及び新しい科目として、国民健康保険事業納付金となります。国民健康保険納付金が全体の予算で約30%くらいの支出を占めてくるようになると思います。歳出総額では、今言った保険給付費と両方で98.3%ということで、ほぼこの2つで歳出は占めております。

主な歳入については、国民健康保険税、これは今までと変わりません。それから、県の支出金、今までの国庫支出金等と合わせて、県支出金となりますけれども、こちらのほうが約40億円で、全体の68%くらいの歳入を占めております。保険税と県支出金で、歳入総額の92.1%を占めることとなります。

湖西市の場合、先ほど委員から聞かれたデメリットというところなんですけれども、まず、湖西市だけではなくて、全体の市町のデメリットといたしましては、一旦、やっぱり県へ入れて、県からもらってという事務が、ワンアクション余分になるというところが財政の事務上のデメリットになるんですけれども、その辺は今後、県から市が支出金として医療費を歳入して、それを医療機関、国保連を経由するんですけれども、国保連合会へ出すという、この一回経由するのが無駄ではないかというのを、やはり、準備の段階から言っております、ここを省いて、県から直接、国保連合会へ支払いができるような形に、市が委託をして行うという形にするという、大体の案ができていますので、そのデメリットは今後、すぐに解消されようかなと思っております。

あと、湖西市のような、被保険者の平均の所得の高い自治体においては、やはり、実際に必要な額以上の納付金を求められるというところがデメリットとしてございます。ですので、湖西市なんかは、一刻も早く、県下で税率を統一してほしいというところを望んでいるということになります。

広域化に伴う予算上のメリット、デメリットという、簡単ですけど、以上のようなところになります。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 少しは事務的にメリット部分があるのかなと思っただけ、結構、煩雑になるということですよ。それが、行く行くは解消されるという、少し見守るしかないかなと思うんですけど。わかりました。了解です。

委員長、ちょっとここでとめてもらえ。

○竹内委員長 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時08分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ほかに質問の。

楠委員。

○楠副委員長 先ほどの馬場委員の質問にちょっと関連しまして、市町村ごとの保険税率の設定なんですけれども、どれくらいを目途に、県の統一した設定ができてくるのかなというふうに思ったんですけど。ある程度、長いスパンかと思っておりますけれども、もし、わかっている範囲で教えていただければと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

まず、静岡県の場合には、将来的には税を統一しようというところでは、県、市町ともに一致しております。その時期については、もう準備の段階から、いつになるんだということで、いろんなところから、やはり質問も出たりしてるんですけれども、最初は、3年周期で考えて、3回目が終わって、9年たった平成39年度以降という言い方しかしてなかったです。

そしたら、やはり、いろんな自治体から終期がないと言いますか、いつというのがない目標というのをおかしいんじゃないかということで、いつまでにというところをぜひ県につけていただきたいというところを要望したんですけ

れども、やはり、県としても、いつまでということは答えられないと。とりあえずは、平成30年度から平成32年度の3年間、始まった3年間で、納付金の状況等を見定めながら、できるだけ早いうちに統一をしたいという意見しかいっていないんですけれども、受ける感じとしては、10年くらいはかかるのではないのかなと考えております。平均の所得の高い湖西としては、もっと早くしていただきたいなと望んでいるところが現状でございます。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかに。

牧野委員。

○牧野委員 では、歳入の1款で、国民保険税において、標準保険税率はどのようなもので、どう示されたかということをお教えください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 では、お答えいたします。

標準保険税率というものですが、静岡県のように、毎年度、国、厚生労働省のほうで定める省令、これの定めるところにより算定をした、市町ごとの保険税率の標準的な水準、それから、県内の全ての市町の保険税率の標準的な水準、これを示すものが標準保険税率というものになるんですけれども、まず、2つ示されるんですけれども、1つは、県が統一するときの統一的な算定方式というのが決まっております、それは、医療費の場合には、3方式とあって、今、湖西が行っている課税から資産税を抜いた所得割と均等割と平等割という3方式で定めた場合の税率。それからあと、市が現在、行っている課税方式、湖西市の場合は4方式ですが、その4方式で示した税率、この2つの方式で示されます。市町村ごとに示されて、あくまでこの税率はこれとおりに徴収をすると、大体、県が求めた納付額になりますよという税率でございます。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 ちょっとわかりにくいな。県の税率と市の税率と、どっちを使うわけ。両方合わせて、2で割ること。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 これ、申しわけありません。大変わかりにくいんですけど、わかりやすく言ってしまうと、県が、先ほど言ったように、それぞれの市町村に幾やら、納めてくださいという納付金を示してまいります。その納付金を納めるのに必要な金額を、この税だけで徴収をしたら何%、湖西市が今やっている課税方式でやると所得割、何%、資産割、何%、均等割が幾ら、平等割が幾らで、湖西市は税をかけると県が示した納付金に大体なりますよという税率ということになります。

○竹内委員長 市民経済部長。

○長田市民経済部長 実際には、今かかっている医療費を換算して、県内の医療費、全額でどれくらいかかるという国保関係で計算してもらいます。それで、湖西市がこのくらい保険料がかかるから、税金でこれくらい集めたいよという例を示されるのが、この標準税率ということで、大きなくくりでいうと、今の現状の医療費の出方を見て、湖西市はここが医療費がかかるから、このうち、税金でこのくらい集めろという率を集めなさいというのが県から示されると。さっき言ったように、ちょっと2種類、示されますけど、うちは4種の、資産税も入れた4方式でやっていますので、そちらのほうを勘案して、次年度の税率を計算すると。そんな形になりますので、大きなくくりとして、そんな形で御理解いただければと思います。以上です。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 ちなみに、この示された税率は、市がどのように扱うかといいますと、あくまで参考例、案として示してくるだけですので、湖西市の場合には、全く無視という言い方も何なんですけれども、現行どおりの税率

でやれるかどうかというのを計算いたしまして、当然、若干、足りないものですから、足りない部分を、基金を投入することで、税率を上げることなく、平成30年度も課税を行うということになりますので、この示されたものに関しては、別に、だからどうしなくてはいけないというものではございません。以上です。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 何とか理解しようと思えます。ありがとうございました。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 今の関連で、湖西市の場合は、健全といえば健全なほうだけど、基金がなくなったら、当然、税率を上げるという考えでよろしいですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 今、委員がおっしゃられるとおりで、基金があるうちは、やはり基金で何とか対応したいと思うんですけども、基金が底をついた場合には、一つの方法としては、法定外繰り入れ、一般会計から足りない分を繰り入れるという方法もあるんですけども、これは、将来的には、国のほうからも法定外繰り入れはなくしなさいということが決まっていますので、今現在、法定外繰り入れを行っていない湖西市が、わざわざそれをするということは、ちょっとやりたくありませんので、基金が底をついたら、税率を上げることで対応をするしかないのかなどです。基金が底をつく前に、健全運営をしていながら、その医療費を下げたりとか、収納率をさらに上げるということで、できるだけ基金を長もちさせていきたいというふうに考えております。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 はい。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

楠委員。

○楠副委員長 それじゃあ、歳入の1款の国民健康保険税、特別徴収のほうは、まあ引かれるんで、特別徴収ができない未加入の比率というんですかね、どれくらいあるのかなと思ひまして。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えをいたします。

平成28年度でいいますと、総世帯数が8,133世帯に対して、特別徴収が1,651世帯、それを差し引いた6,482世帯が普通徴収になるんですけども、そのうち、4,392世帯が今現在、口座振替をしております。ですので、67.8%くらいが普通徴収の中の口座振替の方の比率になります。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 まだ、3割強の世帯が、まだ口座振替、なかなか難しいみたいなんですけれども、これに対する対応みたいなものは何か御努力されている点があれば教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

まず、やはり、いつも私は思っているんですけども、口座振替の率を上げるというのが一番、収納率を上げる最善の方法だとは思っているんですけども、やはり、100%というのは無理なものですから、普通徴収の方の納付の機会を少しでもふやすために、昨年度からコンビニでの納付を可能にしたということ。それから、もしかしたら、口座振替の制度自体もよく知らない人なんかもいるといけませんので、納付書とか保険証に口座振替を推進するような案内を入れさせてもらったり、手続に来たときに、窓口で口座振替の推進をさせていただいたりとか、そのような努力をいたしております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 コンビニ納付の効果というのは、どれくらいあったのですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

コンビニの納付が、月によってかなり違うんですけども、全体で6%から10%強くらいが平均してあります。例えば、納付月じゃないようなときというのは、収納額自体が大変少なくなるんですけども、そういうときなんかは、コンビニ納付が30%、40%に達するという場合もございます。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 一番いいのは、口座振替なんですけれども、コンビニ納付もメリットが、納税者さんに対してもあると思うので。ポイントだとかそういうので。そういったところをもう少し広報していただければいいのかなというふうに思いました。ありがとうございます。終わります。

○竹内委員長 ほかに。

土屋委員。

○土屋委員 納税の収納率の話だったけども、あれ、収納していない場合、いわゆる納めてないという。そういう場合は、保険証なんか、どうなっちゃうんでしょう。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。

滞納されている方に対しては、滞納の状況にもよるんですけども、まずは、督促とか催告のリストを出す中で相談に来ていただければいいんですけども、その辺も余り応答のないような方に対しては、短期証といいまして、保険証の期限を短くした保険証を交付いたします。

これ、差別じゃないかとかかっていう意見もあるんですけども、考え方は、決してペナルティーとして行っているわけではなくて、保険証の期限を短くすることによって、顔を合わせて話し合いを持つ機会を多くしたいというところが狙いだということで短期証を出しております。

さらに、そういうところでも全然、納める気配のない人は、資格証といいまして、医療を受けるに当たって、まず、10割、医療機関に納めないと受けることができないという資格者証を交付するという形で対応いたしております。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ごめん。わかりました。

それで、例えば、滞納をしている人が3年滞納していて、今回、病院にかかるといったときに、3年間分を払わにやだめだよって、そういうふうな話になっちゃう。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

基本的には、納税が完納していないと医療にかかれないということは、やはり、命にかかわることですので、それはございません。先ほども言ったように、保険証を短期証にしたり資格証にしたりということで、それでかかってもらうんですけども、医者にかかったような、レセプトなんかで情報が入ってきたら、そこで、湖西にまだいるんだとかかっていうので、すぐに連絡をとれるかどうか、とってみたりして、連絡がとれれば、話し合いの機会を持って、分割納付とか、そういう話をさせていただいて、少しでも納めていただけるようにいたしております。以上です。

○竹内委員長 ほかにどうですか。歳入についてですけども、よろしいですか。

それでは、歳出にいきたいと思います。歳出について質疑のある方は、どうですか。

土屋委員。

○土屋委員 2款の保険給付費、1項の療養諸費と審査支払い手数料において、審査支払い手数料が前年度よりふえているのは広域化の影響によるものか、それ以外にも広域化の影響で、予算額がふえたものがありますかという質問

です。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

審査支払い業務でございますけれども、これは、県内の全ての市町が国保連合会にお願いしているものですが、増額の理由は、これ、平成30年度から、国保連合会に支払う診療報酬の審査支払い手数料が30円から40円に、また、柔整療養費審査支払い手数料が104円から160円に、それぞれ増額されたためです。必ずしも、これは広域化による増額というわけではないということです。

また、広域化に伴って予算が増額したものとしましては、1款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の手数料、これが増額しております。これについては、情報集約システムという広域化によるためのシステムがあるんですけども、これの事務手数料ということになります。県内市町の国民健康保険被保険者情報を国保連合会で集約して、一括して管理することに伴って、国保連合会に支払う事務手数料を112万7,000円、これは、被保険者一人当たり7円掛ける12カ月分ということで新規に計上したもので、これが広域化による予算の増額ということになるかと思えます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 了解しました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

馬場委員。

○馬場委員 高額医療費の関係で、3,200万円ほど今年度、増額となっているんですけど、高額になった分で自己負担を少し軽減するためにということですが、内容的には、高齢者がふえたという部分と、高額になった病名的な要因というのはどういうことですかね。2款の高額療養費。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

病名として具体的なものというのはいないんですけども、やはり、医療がどんどん高度化しているということで、医療費そのもの、それから、先進的な薬剤ですね。大変、高価な薬剤が出ているということで、そのあたりで医療費がどんどん上がっているということが理由になると思います。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 特に、透析とかいう部分ではふえているんですか。それも一応、関係あるんですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

透析もやはり、単価が高いものの一つとして、大きな割合を占めていると思います。ただ、対象者数は、ほぼ横ばいじゃないかと思えます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 合わせて、今、薬剤の関係が出たんですけど、ジェネリック、後発品の状況というのは、最近、少しずつふえてきたと思いますが、それを増長するというか、拡大することによって、医療費も下がってくると思うんですけど、その辺のところについてはいかがですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

ジェネリック医薬品の推進をするために、まず、差額通知というものを作成いたしております。年2回ほど作成をするんですけども、この差額通知というものは、その人が処方された医薬品のうち、ジェネリックの薬品、後発の薬品があるのに、そうじゃない薬を処方されている人で、なおかつ、その処方された薬をジェネリックに変えたら、

200円以上安くなりますよという薬剤を抽出いたしまして、個人単位に、該当している人に、あなたはジェネリックを使うとこれだけ安くなりますよということを案内させていただいております。

それから、啓発として、ジェネリック医薬品希望カードという、名刺大のカードがございまして、それをいろんな申請の手続に来たときにお渡しをしたりとか、それから、高齢者の受給者証を新規にお配りするときに、その受給者証にカバーをつけるんですけども、そのカバーにもジェネリックの医薬品を利用しましょうというような言葉の書いたものを配るというような啓発をいたしております。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 ジェネリックを使うとなると、ちょっと患者側の不安として、性能が変わってくるんじゃないとか、基本的には、ちゃんと性能は変わらないと思うんだけど、開発の中の部分で単価が違ってくると思うんだけど、その辺を知らせる手段というのはありますか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

今ちょっとカードを持ってないのですが、それにたしか、ジェネリックを使用したことによって、何か影響があった場合には御相談くださいというようなことを書いてございまして。なものですから、それをできるだけ多くの方に持っていただきたいなというふうに思っています。

○牧野委員 どこでくれるの。

○笹瀬保険年金課長 窓口にございますので、もしあれだったら、後で皆様の分、持ってまいりますので。

○馬場委員 ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

土屋委員。

○土屋委員 ごめん、さっき馬場委員のほうから高額医療という話が出たけど、今、高額医療って幾らからですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 所得に応じてランクがあるんですけども、いわゆる標準のところというのが5万7,600円、同じ内容の病気でかかってということ。1カ月ごとです。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 1カ月ですね。今、標準っておっしゃったけれども、標準って、年収でいえばどのくらいのことを言うのですか。その辺がちょっと。まあ、いいよ、後で、そんなの、今やらなくても。今、どうしても聞きたいわけじゃないので。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 また、詳しいことは後で言いますけれども、住民税が課せられていて、なおかつ、所得で200万円以上だったと思います。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 何でそんなことを聞くかという、このごろやけに保険屋が来たりして、医療費がかかるよっていう。その保険をかけると、それがなくなるという話なんだけど、高額医療をもらっているから、そんな保険なんて、結構すごいじゃんね、コマーシャルでも。あれ、本当に必要だと思います。こんなこと、余分なこと質問してごめんよ。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 非常にやはり、民間の営業に対していろいろは言いづらいんですけど、所得に応じて、先ほども言いましたように、高額の上限というのが変わるものですから、所得の低い人はもっと低いところで支給の上限がありますし、できるだけ負担がかからないようにとは思っていますけど、先ほども言いましたように、同じ病名で1カ月かかった合計になりますので、いろんな病気に上限ぎりぎりのところにかかっているというような人の場合には、

年間になると結構な支出になるものですから、そういう人には、そういう保険というのは有意義なものになるのかなと思います。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 了解いたしました。

○竹内委員長 なるべく予算のほうに戻ってもらって、そちらの審議をよろしく願いいたします。

豊田委員。

○豊田委員 2款、1項、2目になりますが、退職保険者等療養給付金、これ、昨年対比で激減してるんですけども、説明では、いわゆる対象者の減少というふうに聞いています。減少ぐあいが大き過ぎるなというんで、この辺の説明をいただけますでしょうか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 退職被保険者の数でございますけれども、退職被保険者の場合には、制度自体が平成26年度末をもって終了されていて、あとは、残った方たちが65歳に到達するまでの経過措置ということで、年々減っていくわけでございますが、5年間くらいということで、平成27年度が1,094人、それに対して、平成28年度は670人で、424人減少いたしました。翌年度、平成29年は374人で、296人減少いたしました。現在、平成30年1月末でございますが、195人で、年度途中ですけれども、179人減少しております。平成30年の見込みですが、145人ということで、現在、プラス、50人ほど減る見込みということで、平成31年度末にはゼロになります。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにどうでしょうか。

楠委員。

○楠副委員長 6款、1項、1目の保健衛生普及費なんですけど、その中で、先ほど来、レセプトの点検等というようなお話だったんですけど、二次点検をやられているんですけども、これは委託ということですけども、期待できる効果を少しお話いただければ助かります。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 レセプトの資格、それから内容に対する点検による過誤調整が出た件数というものが、平成28年度の実績でございますけれども、1,372件、金額にしますと、約1,272万円が効果として、減額といたしますか、あらわれております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 これは、だんだんと増加傾向にあるのか、それとも、横ばいなのか。ちょっと必要性も含めて、伺いたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 レセプトの内容が結構、煩雑化してきているところはあるんですけども、被保険者自体が若干、減少傾向にあるものですから、この過誤調整であられる件数というのは、大体、毎年、横ばいくらいで、今のところ経過しております。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 これ委託していると思うんですけど、委託料って、どれくらいでしたっけ。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 委託料ではあるんですけども、委託先がもう決まっているので、言っちゃってもいいのかなと思いますので。大体、120万円くらいです、年間で。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 120万円の委託料で、効果が127万円といったら。

ごめんなさい、1,270万円ですか。そうか、そうか。そうすると、やった効果はあると。ごめんなさい、訂正しておいてください。ありがとうございます。わかりました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 6款、2項、1目、特定健康診査等事業費、このところは微減といますか、減少してきているんですけど、まだ目標値には届いてなかったと思うんですが、この辺の算定基準はどういうふうな形で。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 特定健診の事業費、行う事業自体は減っておらずに、訪問なんかもより一層、力を入れていくんですけども、予算的に減っている理由なんですけれども、これ、平成30年度の健診内容の改正に向けての健康管理システムの改修、これが、平成29年度予算で終了いたしますので、その分、平成30年度予算が減額されているということになります。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 わかりました。ちなみに、参考までに、目標としている数値、健診率、受診率はどのくらいに設定していますか、今の段階では。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

一応、国が示しているのは60%なんですけれども、まず、50%という大きな壁がございまして、ここを目標として、これからも特定健診、いろいろなPRとか周知をしていきたいと思っております。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、議案第59号、平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

議案書118ページから120ページ、平成30年度各会計予算に関する説明書の中の後期高齢者医療事業特別会計予算及び予算概要説明書84ページから91ページをごらんください。

これより質疑を行います。

質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

楠委員。

○楠副委員長 時間がもったいないので。

歳入の1款、1項、2目、収納率向上のため、先ほども国保のほうで聞いたんですけども、特別徴収のほうへの御努力いただいているかと思うんですけども、そのあたりをちょっと、どれくらいの比率なのかと、努力の、平成30年度、どのようなことをやられようかとしているところを伺いたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

後期高齢者医療の場合、国民健康保険よりは特別徴収の割合というのはかなり高いです。年金で年間18万円以上ある方は、特別な要望がない限りは年金から天引きをされますので、高くなっております。

今年度でございますが、特別徴収と普通徴収の比率は、特別徴収が86.3%、普通徴収が13.7%ということになっております。そのうち、口座振替率になりますけれども、口座振替が約79%、賦課した時点になりますので、8割くらいが口座振替にいただいているということになります。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 数としては、ごくごく少量の方がまだ振り込んで納入をしていただくというような格好だと思うんですけども、御年齢が御年齢なので、クレジットカードで支払うというのはどうなんですかね。これから、キャッシュレスの時代になっていくというときに。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

いろいろと徴収率を上げるための努力というのはいけなくてはいけませんけれども、その辺の、どういう納付方法を考えるかというところが、最終的な決定というのは、後期高齢の場合には、広域連合のほうで全て決定いたしますので、また、徴収率を上げる案として、出てこなければ、こんなのはどうだなんてことを言うのもいいのかなというふうに考えております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 御努力、感謝しています。よろしく申し上げます。終わります。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 1款の保険料の関係ですけど、今、楠委員のほうからもありましたけれど、対象人数ですけど、かなり今回も、223名ですか、そのくらいふえているような説明があったんですけど、推移的に、湖西市の今後の予測はどのように、何年くらいまでどんどんふえていくのかなというのがわかりましたら。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。高齢化率の問題というのは、本当に日本で、保険だけではなくて、もう介護なんかにおいても非常に問題となっているところですけども、今後の被保険者数の推移というのが、とりあえず、まず、今年度の見込み数というのが7,720人くらいです。高齢化が進展していくことによって、大体、200人くらい増加をしていくのかなと。今後も。

○牧野委員 毎年ふえるわけ。

○笹瀬保険年金課長 毎年です。

2025年って、団塊の世代が後期高齢を迎えるというところですね。このところでちょっとふえ方が大きくなって、たしか、2045年くらいまで、若干、年が違うかもしれませんが、そのくらいまでふえ続けていって、その後、ほぼ横ばいになるんですが、全体の人口が減っていきますので、高齢化率というのは、2060年くらいまで、たしかふえ続

けると言われていたと思います。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 何か未来が暗い話になっているんですけど。わかりました。ここの項では大丈夫です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ごめんなさいね。一般会計の繰入金がかなり増額になっておりますけれども、その理由を教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。

保険料の繰入金が増額となっている理由でございますけれども、保険料の均等割の軽減、これに係る軽減判定所得、これが平成30年度も拡大をされます。軽減の範囲が広がります。それに伴って、広域連合に納付する低所得者分の保険基盤安定、軽減したところを穴埋めするお金なんですけれども、保険基盤安定の負担金として624万円、それから、軽減対象者の増加に伴いまして、旧被扶養者分の保険基盤安定、こちらの負担金が25万円ほど増額になります。これ以外にも、広域連合に納める事務費負担金、この辺が、広域連合もやっぱり事務量がふえているものですから、その辺の事務費の負担金が295万円、それから、市の事務費として、システム改修などにより410万円ほど増額いたしております。以上の合計ということで、一般会計の繰入金が1,354万円ほど増額となっております。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。ごめんね。システム変更って、毎年、毎年こんな感じがかかってくるようになるんですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 これは、制度が変更になったときに、その制度変更に合わせてシステムを変更しますので、今回の場合には、その軽減の判定のところが変わったということで、その改修になります。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 はい、了解しました。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

豊田委員。

○豊田委員 保険料率の改定の件について、平成30年度の見通しを教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

後期高齢者医療の保険料というのは、2年ごとに改定になります。平成30年度が改定の年になるわけなんですけれども、後期高齢者医療の保険料というのが、これ、国保と一緒に、応能と応益ってあるんですけども、応益分としては、均等割、一人当たり幾らという金額、それから、応能のほうは、所得割、所得に応じたものとして料金をかけるんですけども、これが平成30、31年度については、均等割の金額が、今まで3万9,500円だったのが4万400円ということで、900円の増額となります。所得割につきましては、現行の7.85%、これが据え置きになります。

この均等割のみがふえたわけなんですけれども、その理由としては、均等割と応能割の割合ですね。この割合が、全国の応益割と応能割の割合と同じような割合で静岡県も設定をしなくてははいけません。それで、前回の改定時よりも、国、全国レベルの所得の総額が下がっているということで、静岡県は所得のほうは、比率が高くなってしまったんで、一人当たりの均等割のみを上げるということで、全国との割合を均衡させるという措置をとっておるという結果でございます。

また、賦課限度枠、上限ですけども62万円、これが平成26年度以来、4年ぶりなんですけれども、5万円増額になりました。この5万円という金額の根拠が、国民健康保険のほうは、ほぼ毎年のように上がっているんですけど

も、この4年間で5万円上がっているということで、合わせるために上限を5万円ということで、平成30年度、平成31年度の保険料の改定ということになります。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 ありがとうございました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

馬場委員。

○馬場委員 1款、2項ですけれど、1目徴収費ですけど、今回、若干ですけど、上がっているわけでございます。

○竹内委員長 歳出だったね。

○馬場委員 ああ、ごめんなさい。歳入ですね。じゃあ、後で。

○竹内委員長 済みません。それでは、歳入について、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 では、次に、歳出について、質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 申しわけないです。

1款、2項、1目の徴収費ですが、若干、ことし上がっております。これが、全体の増になった理由なのか、それについて、説明をお願いいたします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

ふえたものが、納付書を新しい形式につくり直すことによるんですけども、これの要因といたしますか、電算室のほうにあった連続で帳票を打ち出すプリンター、これを廃止してしまう、やめてしまうということで、連帳から単票に変わるために、こちらのほうの納付書のレイアウトも単票用につくり変えなくてはいけないということで、その作成費用といたしますか、外注費用も含めた形で、納付書の作成費用が増額したという部分でございます。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 済みません、訂正をお願いします。

今言った中の納付書を変更するところを、連帳から単票ではなくて、その納付書自体を外注で発注するために余分にお金がかかるようになったということでございます。申しわけありません。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 ということは、今後、その印刷業務は全て外注でいくということ。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 はい、そのとおりでございます。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 じゃあ、次の質問に移らせてもらって、確認なんですけど、後期高齢者医療広域連合納付金の増額の範囲というのは、いわゆる保険料の増額の範囲が右から左へ移っているという認識でいいでしょうか。何か特別な理由があれば教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

全くそのとおりでございます。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 ありがとうございました。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 今の関連で、先ほど歳入のところで、繰り入れで保険基盤安定繰入金1,265万4,000円、今度、繰り出し部分で広域連合へ出すやつですね。ここは、2つに分かれているんですよ。低所得者と被扶養者分、これ両方足すと同じ金額になるんですけど。入るところは1つで、出すところが2つに分かれると、この辺の説明をいただきたいんですけど。

96ページ、94ページの3款の繰入金では、保険基盤安定繰入金が9,965万円、96ページの歳出のほうですね、広域連合納付金の中で、2番、3番と足すと、同じ数字になるんですけど、項目が分かれて出しているという、この説明をお願いいたします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。

これについては、やはり、広域連合の会計上の問題で、この低所得者の保険料の軽減負担分と、あと、被扶養者に係る負担分を、別々の形で納めてほしいという要望どおりの納め方ということで、2つに分けているようになっております。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 じゃあ、繰り入れでするときは、もう保険基盤安定繰入金という項目で出す。向こうへ行くときには、分かれると。向こうの要望どおり出していると。わかりました。了解です。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

馬場委員。

○馬場委員 将来的に、どんどんふえてきますよね、高齢者が。先ほどの説明の中で。そうすると、支払い能力、年金がいただけるうちはいいんですけど、一般的な普通の考え方として、繰入金が年々増額する可能性について、ちょっと、歳出と歳入、どちらになるのかわからないところがあるんですけど。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 なかなかちょっと予測が難しいには難しいんですけど、やはり、被保険者数の増加に応じて繰入金は増加していくのかなと。ただ、後期高齢者医療の場合には、医療費自体は、特別会計ではなくて、一般会計のほうからの支払いになりますので、その増額分というのは、一般会計に反映されますので、繰入金としては、人数増による事務費等の、それから、先ほどから言っている軽減分の基盤安定を埋め合わせる基盤安定負担金、この辺の増加が続いていくのではないかと予測されます。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。

○竹内委員長 ほかにどうでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 では、ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入りたいと思います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号、平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

以上で、総務経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午前11時20分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 竹内 祐子